光 塩 学 園 女 子 短 期 大 学

学　　則

（昭和４２年４月１日　規第２９号）

（2024年４月１日　　改正）

第１章　総則

（ 目的 ）

第１条　本学は、教育基本法と学校教育法の定めるところに従い、 女子に対して高等学校教育の基礎の上に専門の職能教育を施し、有能な社会人としての自主精神を養うとともに徳性と知性をそなえた良識ある文化人、家庭人としてのよき女性を育成し、併せて地域社会の文化の向上に寄与することを目的とする。

（ 自己評価等 ）

第１条の２　本学は、教育水準の維持向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況についての自己点検及び評価を行い、その結果を公表する。

２　自己点検及び評価については、別に定める自己点検及び評価に関する細則による。

第２章　学科、学生定員及び修業年数

（ 学科及び学生定員 ）

第２条　本学において設置する学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	総 定 員
食物栄養科	１００名	２００名
保育科	１００名	２００名

２　前項の各学科における学年毎の学級数は、原則として次のとおりとする。

学科	学級数
食物栄養科	３学級
保育科	２学級

（ 学科の教育目的等 ）

第２条の２　本学における学科ごとの人材の養成及び教育研究上の目的については、次のとおり定め、公表する。

２　食物栄養科は、現代社会に生きる人々の健康の維持・増進のため、栄養指導、栄養管理、食品衛生、食品改善及び食育などの幅広い分野について教育研究を行い、高度な知識と技術及び実践力を修得し、専門職業人として多様な領域で活躍することができる栄養士と栄養教諭を養成する。

３　保育科は、子どもと子どもの周辺に生じる様々な変化に対応し、子どもの心と体の仕組みや発達とその支援について実践的に学ぶとともに、子どもに関わる幅広い分野における教育研究を行い、高度かつ最新の専門的知識・技術を有する保育士、幼稚園教諭の専門職業人として活躍することができる人材を養成する。

（ 修業年限及び在学年限 ）

第３条　本学の修業年限は、２年とする。

２　学生は、４年を超えて在学することができない。

第３章　学年、学期及び休業日

（ 学年 ）

第４条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（ 学期 ）
第５条　学年を分けて、次の２学期とする。
　前期　４月１日から９月３０日まで
　後期　１０月１日から翌年３月３１日まで
（ 休業日 ）
第６条　本学の休業日は、次のとおりとする。
（ １ ） 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和２３年法律第１７８号)に規定する休日
（ ２ ） 学園創立記念日　６月１日
（ ３ ） 夏季休業日　７月２９日から９月１７日まで
（ ４ ） 冬季休業日　１２月９日から翌年１月１７日まで
（ ５ ） 春季休業日　３月１３日から４月５日まで
２　必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
３　第１項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第４章　入学、退学及び休学
（ 入学の時期 ）
第７条　入学の時期は、学年の始めとする。
２　前項のほか、学期の区分に従い、入学することができる。
（ 入学資格 ）
第８条　本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
（ １ ） 高等学校を卒業した者
（ ２ ） 通常の課程による１２年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
（ ３ ） 外国において学校教育における１２年の課程を修了した者又は、これに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
（ ４ ） 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
（ ５ ） 文部科学大臣の指定した者
（ ６ ） 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験の合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
（ 入学の出願 ）
第９条　本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。
２　提出の時期、方法及び提出すべき書類等については、別に定める。
（ 入学者の選考 ）
第１０条　前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考試験を行う。
（ 入学手続き及び入学許可 ）
第１１条　前条の選考試験の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、保証人連署の誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、入学金その他所定の諸納入金を納めなければならない。
２　保証人は、親権者若しくはそれに準ずる者であつて、在学中の一切の事項について保証するものとする。
３　学長は、第１項の手続きを完了した者に入学を許可する。
（ 転入学、再入学及び転学科 ）
第１２条　本学に転入学、再入学又は転学科を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。
２　前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

（ 退学 ）
第１３条　やむを得ない理由により退学をしようとする者は、その事由を記し、保証人連署の退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。
２　第３条第２項に該当する者は、退学届を提出しなければならない。
３　第１５条第２項に該当する者は、退学届を提出しなければならない。
（ 休学 ）
第１４条　疾病その他の理由で、継続して２月以上修学することの困難な者は、保証人連署の休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。
２　疾病を理由とする休学願には、医師の診断書を添付しなければならない。
３　学長は、学生が疾病のため修学することが適当でないと認めるときは、当該学生に休学を命ずることができる。
（ 休学の期間 ）
第１５条　休学の期間は、１年を超えることができない。ただし、特別の理由のあるときは、更に許可を得て引き続き１年まで延長することができる。
２　休学の期間は、通算して２年を超えることができない。
３　休学の期間は、第３条第２項の在学年限に算入しない。
（ 復学 ）
第１６条　休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。
（ 除籍 ）
第１７条　次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。
（ １ ） 第３条第２項に定める在学年限を超えても、退学届を提出しない者
（ ２ ） 第１５条第２項に定める休学の期間を超えても、なお、修学できなく、退学届を提出しない者
（ ３ ） 授業料の納付を怠り、督促しても、なお、納付しない者
（ ４ ） 長期間にわたり所在が不明の者
２　除籍になつた者は、以降一切の証明書の発行を受けることができない。

第５章　教育課程及び履修方法等

（ 授業科目 ）
第１８条　授業科目を分けて、食物栄養科基礎科目、保育科基礎科目、食物栄養科専門科目及び保育専門科目とする。
２　授業科目の種類及び単位数等は、別表のとおりとする。
第１９条　削除
（ 単位の計算方法 ）
第２０条　各授業科目の単位数は、１単位の授業時間を４５時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
（ １ ） 講義及び演習については、１５時間から３０時間をもつて１単位とする。
（ ２ ） 実験、実習及び実技においては、３０時間から４５時間をもつて１単位とする。
（ 単位の授与 ）
第２１条　当該科目の試験成績と平素の成績並びに出席状況を総合判定して、教授会の議を経て単位を授与することができる。
２　学習の評価は、秀、優、良、可及び不可をもつて表し、可以上を合格とする。
（ 入学前の既修得単位等の認定 ）
第２２条　教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、その単位を認定することができる。

２　教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に行った専修学校の修業年限が２年以上の専門課程又は短期大学の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修で修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、その単位を認定することができる。
３　前２項により修得したものとみなし、認定することができる単位数は、転学等を除き、３０単位を超えないものとする。

（ 教育課程及び履修方法等の細則 ）

第２３条　本章に定めるもののほか、教育課程及び履修方法等に関する細則は、別に定める。

第６章　卒　業　等

（ 卒業の要件 ）

第２４条　本学を卒業するために、学生は２年以上在学し、別表に定めるところにより、６２単位以上を修得しなければならない。

（ 卒業 ）

第２５条　本学に２年以上在学し、本学則の定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。
２　前項の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

（ 資格の取得 ）

第２６条　本学において取得することができる資格、免許状及び免許証の種類は、次のとおりとする。

学　科　名	資格、免許状及び免許証の種類
食物栄養科	栄養教諭二種免許状
	栄養士免許証
保育科	幼稚園教諭二種免許状
	保育士証

２　教育職員免許状を得ようとする者は、第２４条に定める卒業の要件を満たし、かつ、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目の単位を修得しなければならない。
３　栄養士免許証を得ようとする者は、第２４条に定める卒業の要件を満たし、かつ、栄養士法及び同法施行規則に定める科目の単位を修得しなければならない。
４　保育士の資格を得ようとする者は、第２４条に定める卒業の要件を満たし、かつ、児童福祉法及び同法施行規則に基づく厚生労働省告示に定める科目の単位を修得しなければならない。

第７章　検定料、入学金及び授業料その他の費用

（ 検定料等の金額 ）

第２７条　本学の検定料、入学金、授業料、施設費、維持費及び実習費の金額は、次のとおりとする。

検定料	３０，０００円
入学金	２００，０００円
授業料	７００，０００円
施設費	１２０，０００円
維持費	１４０，０００円
実習費	食物栄養科は１２０，０００円、保育科は１３０，０００円、ただし、２学年の食物栄養科は１４２，０００円、保育科は１５４，０００円とする。

２　前項のほか、必要な費用は、別に徴収することがある。

（ 授業料等の納入期 ）

第２８条　授業料、施設費、維持費及び実習費（以下「授業料等」という。）の納入は、これを２期に分け、学期の初めに１学期分を前納するものとする。ただし、特別の事情のある者については、願い出により分納を認めることがある。

（ 退学及び停学の場合の授業料等 ）
第２９条　学期の中途で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料等は、徴収する。
２　停学中の授業料等は、徴収する。ただし、期間が無期の場合には徴収しないことがある。
（ 休学の場合の授業料等 ）
第３０条　休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した翌期から復学した期の前期までの授業料等は、免除する。
（ 復学の場合の授業料等 ）
第３１条　学年の中途において復学した者は、復学した期の授業料等を復学した月に納付しなければならない。
（ 学年の中途で卒業する場合の授業料等 ）
第３２条　学年の中途で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの期までの授業料等を納付するものとする。
（ 納付した授業料等 ）
第３３条　納付した検定料、入学金及び授業料等は原則として返付しない。

第８章　科目等履修生及び聴講生

（ 科目等履修生及び聴講生 ）
第３４条　本学の学生以外の者で、特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて科目等履修生及び聴講生として履修を許可することがある。
（ 単位の授与 ）
第３５条　科目等履修生には、当該科目の試験成績と平素の成績並びに出席状況を総合判定して、教授会の議を経て、単位を授与することができる。
（ 科目等履修生及び聴講生の細則 ）
第３６条　本章に定めるもののほか、科目等履修生及び聴講生に関する細則は、別に定める。

第９章　教職員組織

（ 教職員組織 ）
第３７条　本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員その他必要な職員を置く。

第１０章　教授会

（ 教授会 ）
第３８条　本学に教授会を置く。
（ 教授会の構成 ）
第３９条　教授会は、学長、副学長、専任の教授及び准教授をもつて組織する。
２　前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、その教授会にその他の役職員を加えることができる。
（ 教授会の細則 ）
第４０条　本章に定めるもののほか、教授会に関する細則は、別に定める。

第１１章　図書館

（ 図書館 ）
第４１条　本学に図書館を設ける。
２　図書館に関する細則は、別に定める。

第１２章　賞罰

（ 表彰 ）

第４２条　人物、学業ともに優秀な学生で他の模範となると認められる者に対しては、教授会の議を経て、学長は、これを表彰することがある。

（ 罰則 ）

第４３条　本学の規則に反する行為又は、学生としてふさわしくない行為があつたときは、教授会の議を経て、学長は、これを懲戒する。

２　懲戒は、訓戒、停学及び退学の３種類とする。

３　前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。

（ １ ） 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

（ ２ ） 成業の見込みがないと認められる者

（ ３ ） 学内において政治活動をした者

（ ４ ） 正当の理由がなく出席常でない者

（ ５ ） 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

附　則

本則は、昭和４２年４月１日から実施する。

附　則

本則は、昭和４３年４月１日から実施する。

附　則

本則は、昭和４７年４月１日から実施する。

附　則

本則は、昭和４９年４月１日から実施する。

附　則

本則は、昭和５１年４月１日から実施する。

附　則

本則は、昭和５３年４月１日から実施する。

附　則

本則は、昭和５４年４月１日から実施する。

附　則

本則は、昭和５５年４月１日から実施する。

附　則

この学則は、昭和６１年４月１日から施行する。　ただし、昭和６１年度において保育科の総定員は、第２条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

昭和６１年度　　２５０名

附　則

この学則は、平成２年４月１日から施行する。ただし、この学則施行の際、現に本学の最終学年に在学している者の履修科目と単位は、第２３条別表第１の規定にかかわらず旧学則に定める科目と単位を適用する。

附　則

この学則は、平成４年４月１日から施行する。ただし、この学則施行の際、現に本学の最終学年に在学している者の履修科目と単位は、第２３条別表第１の規定にかかわらず旧学則に定める科目と単位を適用する。

附　則

この学則は、平成５年４月１日から施行する。ただし、この学則施行の際、現に本学の最終学年に在学している者の履修科目と単位は、第２３条別表第１の規定にかかわらず旧学則に定める科目と単位を適用する。

附　則

この学則は、平成６年４月１日から施行する。ただし、この学則施行の際、現に本学の最終学年に在学している者の履修科目と単位は、第２３条別表第１の規定にかかわらず旧学則に定める科目と単位を適用する。

附　則

この学則は、平成８年４月１日から施行する。ただし、この学則施行の際、現に本学の最終学年に在学している者の履修科目と単位は、第２４条別表第１の規定にかかわらず旧学則に定める科目と単位を適用する。

附　則

この学則は、平成９年４月１日から施行する。ただし、この学則施行の際、現に本学の最終学年に在学している者の履修科目と単位は、第２４条別表第１の規定にかかわらず旧学則に定める科目と単位を適用する。

附　則

この学則は、平成１０年４月１日から施行する。ただし、この学則施行の際、現に本学の最終学年に在学している者の履修科目と単位は、第２４条別表第１の規定にかかわらず旧学則に定める科目と単位を適用する。

附　則

この学則は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成１２年４月１日から施行する。ただし、この学則施行の際、現に本学の最終学年に在学している者の履修科目と単位は、第１８条別表第１及び第１９条別表第２の規定にかかわらず旧学則に定める科目と単位を適用する。

附　則

この学則は、平成１３年４月１日から施行する。ただし、この学則施行の際、現に本学の最終学年に在学している者の履修科目と単位は、第１８条別表第１及び第１９条別表第２の規定にかかわらず旧学則に定める科目と単位を適用する。

附　則

この学則は、平成１４年４月１日から施行する。ただし、この学則施行の際、現に本学の最終学年に在学している者の履修科目と単位は、第１８条別表第１及び第１９条別表第２の規定にかかわらず旧学則に定める科目と単位を適用する。

附　則

この学則は、平成１５年４月１日から施行する。ただし、この学則施行の際、現に本学の最終学年に在学している者の履修科目と単位は、第１８条別表第１の規定にかかわらず旧学則に定める科目と単位を適用する。

附　則

この学則は、平成１６年４月１日から施行する。ただし、この学則施行の際、現に本学の最終学年に在学している者の履修科目と単位は、第１８条別表第１の規定にかかわらず旧学則に定める科目と単位を適用する。

附　則

この学則は、平成１７年４月１日から施行する。ただし、この学則施行の際、現に本学の最終学年に在学している者の履修科目と単位は、第１８条別表第１の規定にかかわらず旧学則に定める科目と単位を適用する。

附　則

この学則は、平成１８年４月１日から施行する。ただし、第２５条の規定は、平成１８年１月１日からとし、この学則施行の際、現に本学最終学年に在学している者の履修科目と単位は、第１８条別表第１及び第１９条別表第２の規定にかかわらず旧学則に定める科目と単位を適用する。

附　則

この学則は、平成１９年４月１日から施行する。ただし、この学則施行の際、現に本学の最終学年に在学している者の履修科目と単位は、第１８条別表第１の規定にかかわらず旧学則に定める科目と単位を適用する。

附　則

この学則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成２１年１１月１日から施行し、第１８条別表第１及び第１９条別表第２の規定については、平成２２年４月１日から施行する。ただし、この学則施行の際、現に本学の最終学年に在学している者の履修科目と単位は、第１８条別表第１及び第１９条別表第２の規定にかかわらず旧学則に定める科目と単位を適用する。

附　則

この学則は、平成２３年４月１日から施行する。ただし、この学則施行の際、現に本学に在学している者の履修科目と単位は、第１８条別表第１及び第１９条別表第２の規定にかかわらず旧学則に定める科目と単位を適用する。

附　則

この学則は、平成２４年４月１日から施行する。ただし、この学則施行の際、現に本学の最終学年に在学している者の履修科目と単位は、第１８条別表第１及び第１９条別表第２の規定にかかわらず旧学則に定める科目と単位を適用する。

附　則

この学則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成２６年４月１日から施行する。ただし、この学則施行の際、現に本学に在学している者の履修科目と単位は、第１８条別表第１の規定にかかわらず旧学則に定める科目と単位を適用する。

附　則

この学則は、平成２７年４月１日から施行する。ただし、この学則施行の際、現に本学に在学している者の履修科目と単位は、第１８条別表第１及び第１９条別表第２の規定にかかわらず旧学則に定める科目と単位を適用し、施設費、維持費、実習費は第２７条の規定にかかわらず、従前の例による。

附　則

この学則は、平成２８年４月１日から施行する。ただし、この学則施行の際、現に本学に在学している者の履修科目と単位は、第１８条別表第１及び第１９条別表第２の規定にかかわらず旧学則に定める科目と単位を適用し、単位授与は第２１条の規定にかかわらず、従前の例による。

附　則

この学則は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、この学則施行の際、現に本学に在学している者の履修科目と単位は、第１８条別表第１にかかわらず旧学則に定める科目と単位を適用する。

附　則

この学則は、平成30年４月１日から施行する。ただし、この学則施行の際、現に本学に在学している者の履修科目と単位は、第１８条別表第１にかかわらず旧学則に定める科目と単位を適用する。

附　則

この学則は、平成３１年４月１日から施行する。ただし、この学則施行の際、現に本学に在学している者の履修科目と単位は、第１８条別表にかかわらず旧学則に定める科目と単位を適用する。

附　則

１　この学則は、2020年４月１日から施行する。

２　2020年度において、食物栄養科及び保育科 の各総定員は、第2条の規定にかかわらず次のとおりとする。

2020年度　250名

３　この学則施行の際、現に本学に在学している者 の履修科目と単位は、第１８条別表にかかわらず旧学則に定める科目と単位を適用する。

附　則

１　この学則は、２０２１年４月１日から施行する。ただし、この学則施行の際、現に本学に在学している者の授業料、施設費、維持費、実習費は、第２７条の規定にかかわらず、従前の例による。

２　この学則施行の際、現に本学に在学している者の履修科目と単位は、第１８条別表にかかわらず旧学則に定める科目と単位を適用する。

附　則

この学則は、2022年４月１日から施行する。ただし、この学則施行の際、現に本学に在学している者の履修科目と単位は、第１８条別表にかかわらず旧学則に定める科目と単位を適用する。

附　則

この学則は、2023年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、２０２４年４月１日から施行する。ただし、この学則施行の際、現に本学に在学している者の授業料、施設費、維持費、実習費は、第27条の規定にかかわらず、従前の例による。

別表 授業科目の種類及び単位数等

（1）食物栄養科基礎科目

授業科目	開設単位	単位		卒業要件単位	備考
		必修	選択		
文章表現	2	2		12単位以上	
心理学の世界	2		2		
生活と法律	2		2		
国際文化	2		2		
食科学の基礎	2		2		
食科学の応用	2		2		
情報処理	2	2			
芸術鑑賞・教養講座Ⅰ	1	1			
芸術鑑賞・教養講座Ⅱ	1	1			
英語Ⅰ	2	}2			
フランス語Ⅰ	2				
英語Ⅱ	2		}2		
フランス語Ⅱ	2				
英語Ⅲ	2		2		
体育理論	1		1		
体育実技	1		1		
キャリア教育	2	2			

（2）保育科基礎科目

授業科目	開設単位	単位		卒業要件単位	備考
		必修	選択		
文章表現	2	2		12単位以上	
心理学の世界	2		2		
くらしと憲法	2		2		
国際文化	2		2		
手話	2		2		
情報処理	2	2			
芸術鑑賞・教養講座Ⅰ	1	1			
芸術鑑賞・教養講座Ⅱ	1	1			
英語Ⅰ	2	}2			
フランス語Ⅰ	2				
英語Ⅱ	2		}2		
フランス語Ⅱ	2				
英語Ⅲ	2		2		
体育理論	1		1		
体育実技	1		1		
キャリア教育	2	2			

（3）食物栄養科専門科目

授業科目	開設単位	栄養士要件		栄養教諭要件		卒業要件単位	備考
		必修単位	選択単位	必修単位	選択単位		
公衆衛生学	2	2		2			
社会福祉概論	2	2		2			
解剖学	2	2		2			
生理学	2	2		2			
解剖生理学実習	1		1		1		
生化学	2	2		2			
生化学実験	1	1		1			
運動生理学	2	2		2			
食品学総論	2	2		2			
食品学各論	2	2		2			
食品衛生学	2	2		2			
食品衛生学実験	1	1		1			
食品学実験Ⅰ	1	1		1		50	
食品学実験Ⅱ	1	1		1			
栄養学総論	2	2		2			
栄養学各論	2	2		2			
栄養学実習	1	1		1			
小児・福祉調理実習	1	1		1			
臨床栄養学	2	2		2		単	
臨床栄養学実習	1	1		1			
健康管理概論	2	2		2			
栄養指導論Ⅰ	2	2		2			
栄養指導論Ⅱ	2	2		2			
栄養指導実習	1	1		1			
公衆栄養学	2	2		2			
調理学	2	2		2		位	
調理学実習Ⅰ	1	1		1			
調理学実習Ⅱ	1	1		1			
給食経営論	2	2		2			
給食実務論	2	2		2			
給食実習Ⅰ	1	1		1			
給食実習Ⅱ	1	1		1		以	
給食実習Ⅲ	2	2		2			
給食実習Ⅳ	2		2		2		
学校栄養指導	2			2			
教職概論	2			2			
教育原理	2			2			
教育心理学	2			2			
特別支援教育概論	1			1			
教育課程論・道徳教育	2			2		上	
特別活動・総合的な学習	1			1			
教育の方法と技術	2			2			
生徒指導論・教育相談	2			2			
教職実践演習	2			2			
栄養教育実習	2			2			
調理科学演習	2						
フードコーディネート論	2						
自主研修	4						

（4）保育科専門科目

授業科目	開設単位	保育士		幼稚園教諭		卒業要件単位	備考
		必修単位	選択単位	必修単位	選択単位		
保育原理	2	2			2		
教育原理	2	2		2			
子ども家庭福祉	2	2					
社会福祉	2	2					
子ども家庭支援論	2	2					
社会的養護Ⅰ	2	2					
保育者論	2	2		2			
教育・保育 心理学	2	2		2		50	
子ども家庭支援の心理学	2	2					
幼児理解と援助	1	1		1			
子どもの保健	2	2					
子どもの食と栄養	2	2					
保育・教育課程論	2	2		2			
幼児と健康	1			1			
幼児と人間関係	1			1			
幼児と環境	1			1			
幼児と言葉	1			1			
幼児と表現	2			2			
保育内容総論	1	1		1			
健康（指導法）	1	1		1		単	
人間関係（指導法）	1	1		1			
環境（指導法）	1	1		1			
言葉（指導法）	1	1		1			
表現（指導法）	1	1		1			
音楽Ⅰ	2	2		2			
音楽Ⅱ	1		1		1		
身体表現	1	1		1		位	
幼児造形Ⅰ	1	1		1			
幼児造形Ⅱ	1		1	1			
乳児保育理論	2	2					
乳児保育	2	2			2		
子どもの健康と安全	1	1					
特別支援教育・障がい児保育	2	2		2			
社会的養護Ⅱ	1	1				以	
保育相談支援	1	1			1		
保育実習指導Ⅰ（保育所）	1	1					
保育実習指導Ⅰ（施設）	1	1					
保育実習Ⅰ（保育所）	2	2					
保育実習Ⅰ（施設）	2	2					
保育実習指導Ⅱ	} 1	} 1					
保育実習指導Ⅲ							
保育実習Ⅱ	} 2	} 2					
保育実習Ⅲ						上	
保育・教職実践演習	2	2		2			
保育方法論	2		2	2			
教育・ 保育相談	2		2	2			
教育・ 保育社会学	2		2	2			
児童文学	2		2		2		
音楽総合表現	2		2		2		
図画工作	2		2		2		
保育実践研究	2		2				
教育実習	5		5	5			
自主研修	2						